

令和8年度高野小学校 携帯電話持ち込み許可願

令和8年4月8日

携帯電話を持参し登校するにあたり、下の枠内に書かれてある事項を守る事が約束できる場合に限り、携帯電話許可願に記入して学校へ提出してください。PTA も今年度「スマホ・ゲームとの付き合い方を考えよう」の行動目標を設定し、子どもたちへの携帯電話の使用に関する取り組みを行います。以上のことから、持ち込みに関して許可願を連名とするなど、学校と一緒に子どもたちの安心安全のために協力していただくことになりました。

高野小学校携帯電話の取り扱いに関する校内規定より抜粋

- 1 携帯電話の持ち込みは原則として禁止とする。
- 2 安全上の観点から持ち込みが必要と保護者が判断した場合は、担任を通じ学校に申請の上、学校長が判断し許可を得ることができる。
- 3 校内での使用は禁止し、学校が管理をする。
- 4 携帯電話は登校時に職員室に預け、下校時に取りに来ること。
(携帯電話は、本人の物とわかるようにしておく)
- 5 指導に従えない場合は携帯電話をその場で預かり、保護者に連絡を取り、放課後返却をする。
※同じことを繰り返すようであれば許可を取り消す。
(携帯電話は、本人の物とわかるようにしておくこと)
- 6 携帯電話等に関するトラブルに関しては、学校は一切の責任は負いません。
- 7 原則として保護者と連絡をとるための使用は、放課後、児童玄関を出てすぐの場所のみとする。
ただし、やむを得ず使用する場合は、安全なところで止まって話すこと。

.....切り取り線.....

津山市立高野小学校長 様
津山市立高野小学校 PTA 会長 様

令和8年度携帯電話持ち込み許可願

学校への携帯電話の所持を許可してください。ただし、登校時、職員室に預け使用しません。また、登下校時、緊急以外での理由のない携帯電話の使用はしません。

※許可を必要とする理由を、下のかっこ内に書き提出してください。

[]

()年 ()組 児童氏名 ()
保護者氏名 () 印

.....

令和8年度携帯電話持ち込み許可証

()年 ()組 児童氏名

学校への携帯電話の持ち込みを許可します。ただし、期間は今年度末(3月末)までとします。

令和 年 月 日

高野小学校長 高岡 昌司 印

PTA 会長 田口 尚江 印